

公共工事の適正な執行について

平成12年5月26日 建情第341号
競争入札参加資格者あて北海道農政部長、
北海道水産林務部長、北海道建設部長

道の公共事業の円滑な執行に当たり日頃から特段のご協力を賜りお礼申し上げます。
さて、平成11年10月に上川支庁発注の農業農村整備事業の入札執行にかかわって、
入札参加業者や道の機関に対し、公正取引委員会の立入調査が行われ、同委員会から平成12年5月15日には入札参加業者297社に対して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反するものとして勧告がなされ、併せて道に対しても、各事業者の年間受注目標額を設定し、指名競争入札等の執行前に関係団体に発注物件ごとに、受注業者に関する意向及び予定価格に関する情報を示していたこと等の事実などが認められたとして、今後、同様の行為が行われることのないよう再発防止のための改善の措置を講じること等を要請されたところがあります。

公正な入札執行を確保すべき立場にある発注者たる道が、こうした要請を受けるに至ったことについては、極めて深刻かつ重大な事態であると認識し、今後、同様の過ちを繰り返さないことを強く決意しているところであります。

道は、先に公正で透明性・競争性の高い入札制度の確立に向けた「入札制度改善行動計画」を策定し、この5月から改善策に着手しているところであり、これまでの枠組みにとらわれない、抜本的な制度改革を推進していくこととしております。

貴社におかれましては、こうした道の取組みの趣旨を十分ご理解いただくとともに、特に次の事項について、職員への周知徹底を図られるよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 公正な入札を妨げる行為の禁止

入札談合は、典型的なカルテルで、最も不当な取引制限の一つである。また入札談合は、入札者間の公正で自由な競争を通じて受注者や受注価格を決定しようとする入札システムを否定するもので、直接、競争を制限するものであり、発注者である国や地方自治体等に損害を及ぼし、ひいては納税者である国民の利益を害する行為であり、一切の談合は行わないこと。

なお、「入札制度改善行動計画」においては、今後、談合に関する指名停止期間を大幅に延長するなど指名停止措置を強化することとしている。

2 法令等の遵守

- (1) 独占禁止法及び建設業法等関係法令を遵守するほか、地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当する行為は行わないこと。

また、契約条項に従い、契約を適正に履行すること。

- (2) 上記(1)に該当する行為が認められた場合は、法令に基づく処分、競争入札参加排除基準、指名停止基準に基づく措置や契約条項に従い契約解除の措置がとられること。

3 道としての取組みである「入札制度改善行動計画」の概要版（別添）で周知すること。

農政部事業調整課契約指導係
水産林務部総務課工事管理係
建設部建設企画室建設情報課工事管理係

<参考>

地方自治法施行令

第167条の4 第2項

普通地方公共団体は、次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があった後二年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- 六 前各号の一に該当する事実があった後二年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者